

生駒市規則第19号

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

生駒市長 小 紫 雅 史

技能職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

技能職員の給与等に関する規則（昭和41年12月生駒市規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

7 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、この規則の適用を受ける職員（再任用職員で地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により任期を定めて採用された同項に規定する短時間勤務職員及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第4条の規定により採用された職員を除く。）の給料の月額（地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第4条及び給料等の支給に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年3月生駒市規則第11号）附則第2項の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に100分の0.3を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。